

平成25年度 予算編成方針

平成24年10月

瑞浪市

平成25年度予算編成について

1 国の経済・財政状況

我が国の経済は、東日本大震災と原発事故を契機とした深刻なエネルギー制約、超高齢化社会の到来といった様々な困難に直面している。日本は、世界へ先例を示す「フロンティア国家」として、新たな経済社会構造へ転換することが求められている。政府は、魅力的で活力にあふれる国家として再生するために進むべき方向性を示すものとして、「日本再生戦略」を策定した。その内容は、グリーン（エネルギー・環境）、ライフ（健康）、農林漁業（6次産業化）の重点3分野と、担い手としての中小企業を加えた4つのプロジェクトに限られた政策財源を優先的に配分するとしている。

また、内閣府が発表した9月の月例経済報告では、景気認識を示す基調判断で、景気は、世界景気の減速等を背景として、回復の動きに足踏みがみられるものの、企業収益は、持ち直しているが、頭打ち感がみられ、雇用情勢は、依然として厳しさが残るものの、改善の動きがみられるとしている。先行きについては、当面は弱めの動きも見込まれるものの、復興需要が引き続き発現するなかで、海外経済の状況が改善するにつれ、再び景気回復へ向かうことが期待される。ただし、欧州政府債務危機を巡る不確実性が依然として高いなかで、世界景気のさらなる下振れや金融資本市場の変動が、我が国の景気を下押しするリスクとなっており、収益や所得の動向、デフレの影響等にも注意が必要であるとしている。

他方、我が国の財政は、歳出が税収等を大きく上回る状態が恒常的に継続したことから、国及び地方の長期債務残高が平成24年度末見込みで940兆円、対GDP比で196%に達するなど、他の先進諸国と比較しても状況は悪化しており、この状況を放置すれば、財政政策は更に自由度を失って硬直化するだけでなく、財政の持続可能性に疑念が生じ、経済や国民生活に極めて大きな悪影響を及ぼしかねない。

このため、政府は、社会保障・税一体改革関連法案が成立したことを踏まえ、同改革の着実な実施により、社会保障の安定財源の確保と財政健全化の同時達成への第一歩を踏み出し、日本再生戦略を十分に踏まえた施策等を通じ、デフレ脱却を確実なものにするとともに、日本銀行と一体となって、引き続き安定的な物価上昇の定着を目指し、経済成長と財政健全化を車の両輪として、これらを同時かつ強力で推進していくとしている。

また、「財政運営戦略」（平成22年6月22日閣議決定）において、経済・財政の見通しや展望を踏まえながら複数年度を視野に入れて毎年度の予算編成を行うための仕組みとして導入した「中期財政フレーム」では、平成25年度から平成27年度を対象とする中期財政フレームを策定し、平成25年度予算の国債費を除く歳出の大枠を71兆円以下、新規国債発行を44兆円以下とした。概算要求段階でも「日本再生戦略」で重点分野と位置付けたエネルギー・環境関連分野などの要求額は2兆802億円に膨らんだが、国債費を除く歳出の大枠を前年度並みの71兆円以下にする方針である。しかし、東日本大震災

の復旧・復興対策、原発対策、長期債務残高の増加など財政状況の大幅な悪化が懸念される。

2 地方の財政状況

地方財政は、地域経済の低迷に伴う地方税収の低下や国の財政状況の悪化など、今後の状況は不透明であるが、社会保障関係経費、公債費などの義務的経費の増加は予想され、厳しい状況が続いている。

9月7日に総務省から示された平成25年度地方財政収支の仮試算によると、地方財政の規模は前年度比0.6%、5千億円増の82兆3千億円となっている。歳出では、給与関係経費が前年度比1.1%減、一般行政経費が2.5%増（社会保障費の増）などとなっており、歳入では、地方税が前年度比1.5%増、地方交付税が1.5%減、地方交付税の振替分である臨時財政対策債が6.2%増などとなっている。これは、平成25年度予算概算要求等に基づく数値であり、今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等により大きく変わることも予想される。

また、岐阜県においては、平成21年3月に策定した「岐阜県行財政改革指針」で、平成21年度から平成24年度までの4年間で「緊急財政再建期間」と位置づけ、段階的に財政構造の転換を図ることとし、あらゆる角度から現在の財政構造を見直し、平成25年度当初予算では構造的な財源不足の解消を目指すこととしており、引き続き市町村の予算編成にも大きな影響のあることが予想される。

3 瑞浪市の財政状況と課題

本市の平成23年度決算における市税収入は49億3千万円で、平成22年度決算とほぼ同額であった。これに地方交付税及びその振替分である臨時財政対策債、地方譲与税等を含めた主な一般財源の総額は96億7千万円、前年度比1千万円の増となった。平成24年度の当初予算においては、臨時財政対策債の増などにより一般財源は、95億4千万円を計上した。平成25年度においても、市税収入の大幅な回復は見込めないこと、国が示す地方交付税の減額、臨時財政対策債の増額などを勘案し、一般財源は、前年度並みの95億円程度と見込まれる。

平成19年度決算から公表が義務付けられた財政健全化判断比率は、平成23年度決算においても4指標ともに健全の範囲であった。実質公債費比率は6.2%（前年度比△0.9%）、将来負担比率は20.9%（前年度比△0.5%）で、注意ラインを大幅に下回る数値であった。また、市債残高は、平成23年度末普通会計で154億円（前年度比△3.9%）、特別会計等を合わせた市全体では、277億円（前年度比△3.3%）と前年度より縮減が進んでいる。しかし、これら市債の償還に係る負担は非常に大きく、財政の硬直化の大きな要因の1つとなっている。このため一般財源の確保とともに市債の新規発行額を償還元金以内に抑えること、また、繰上償還の実施により市債残高の縮減を引き続き進

める必要がある。しかし、国・地方を通じての税収の落ち込みにより、地方交付税の振替分である臨時財政対策債の発行額が多額に上っており、その発行額に留意する必要がある。

次に歳出面では、平成23年度普通会計の決算においては、人件費のうち職員給等の削減は進んでいるが、地方議会議員年金制度の廃止に伴い、議員共済会給付負担金が増加したため、人件費総額は増加した。また、公共施設等の管理経費である維持補修費や社会保障関係経費である扶助費は増加しており、経常収支比率は91.6%と依然として高い数値となっている。(過去の推移H19:90.7%→H20:91.7%→H21:90.6%→H22:90.5%)。この指数は財政の柔軟性を示す指標であるが、近年の数値の推移は、本市の財政構造が硬直化し、独自施策の実施の自由度が小さくなっていることを表している。一方、普通建設事業費は、平成22年度決算では25億4千万円であったが、平成23年度決算では17億3千万円となった。平成24年度予算も前年度からの繰越分を含め普通建設事業費は16億2千万円程度確保している。

年々増加する経常経費の財源の多くは市税や地方交付税などの一般財源である。これら一般財源を確保するため債権管理体制を整えるとともに、人件費、物件費、補助費等の経常経費の徹底した削減を図り、財政の柔軟性、自由度を高めることが重要である。一方で、地域振興活性化対策、少子高齢化対策、福祉・教育の充実、基盤整備、防犯・防災対策、安全な公共施設としての維持管理などの課題にも積極的に対応していくことが求められている。

4 平成25年度予算編成における基本方針

平成25年度予算編成に当たっては、職員一人ひとりが財政状況を十分に理解し、市税収入をはじめとする一般財源の確保に努めるとともに、行政サービスの受益と負担のバランスの取れた予算編成を基本とする。

国・県の行財政改革など大きな変革の時期にあることを市役所全体でしっかり認識し、予算編成において、すべての事務事業の必要性、効率性、財源及びその効果について徹底的に見直しを行い、市が求められている行政課題に適切に対応する。

経常経費については、一層の削減に取り組むものとする。各事務事業のコストの把握と事業効果の検証を行い、事業手法の見直しにより事業費の縮減を図り、目的の達成された事業あるいは効果の低い事業については廃止するものとする。新規事業については、事業の目的と効果を明確化にするとともに、スクラップアンドビルドにより既存の事業の事業効果を検証し、類似事業の統廃合などを実施後、要求するものとする。

投資的経費は、市長マニフェストの「私が取り組む5つの重要課題」及び「愛と活力あるまち“みずなみ”」を目指すための5つの「みずなみ」の姿の実現に向けて、第5次総合計画（以下「5次総」という）の実施計画に位置づけされた事業を優先的に予算化する。

限りある財源を有効に活用するため、各事業の特定財源の把握に当たっては、安易に前年度の例に従うことなく、国・県の補助制度等の動向に十分注意を払い、適切に積算する

こと。しかしながら、一般財源の状況によっては計画どおり予算配分できない場合もあり得ることに留意すること。

国の補正予算等により前倒し実施が可能な事業については、平成24年度補正予算で要求するなど国・県等の情報収集に積極的に努め、遺漏のないようにすること。

人口減少社会を迎え、今後は、行政サービス全体の量的な拡大は望めない。しかし、このような中でも、安全安心対策（防災対策）、地域振興活性化対策、教育環境向上対策、省エネルギー・新エネルギー対策、少子高齢化対策など幅広い分野の連携による施策については、積極的に取り組まなければならない。限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、質的に充実したメリハリのある予算編成を目指し、5次総に掲げられた各種の目標の達成につながる予算となるよう、以下の事項を遵守して予算編成を行う。

(1) 総括的事項

- ① 歳入歳出全般にわたり見直しを行い、収入の確保に努めるとともに、時代にあった住民の負託に応えられる施策・事業の展開を計ること。
- ② 5次総実施計画において平成25年度に計上されている事業については、原則として、計画額の範囲内で調整するとともに、積算の根拠となる書類を添付すること（事業内容、積算額等が不明確なものは、予算は認められないものであること）。また、計画額を超える要求については、原則認めないものとする。しかしながら、実施計画決定後の諸般の情勢の変化によるやむを得ない事業費の増額変更については、その理由を明確にし、市長決裁（企画政策課合議）を事前に受けてから予算要求すること。また、実施計画に計上された特定財源が確保できないものについては、実施計画の計上がなかったものとして取り扱うので注意すること。
- ③ 経常経費は、抑制に努め、原則として前年度当初予算額以下とすること（扶助費等の社会保障関係経費については、国等の試算を参考に適切に計上すること）。行政改革大綱（以下「行革大綱」という）に基づき経費の抑制に努めること。定員管理等については定員適正化計画に基づき適切に対応すること。事務事業の簡素・合理化を進め、既定の組織及び人員の振替・融通等により対処すること。
- ④ 電源立地地域対策交付金が充当される事業については、申請時に積算根拠の提出が必要なことから、軽微な費用（委託費・物品購入費等）についても積算書類（設計書または見積書等）を作成し、別綴じにて提出すること。この場合の予算要求額は積算根拠の額と必ず同一とすること。
- ⑤ 既定の事務事業について、事業の必要性・効果・受益対象者・負担率等について精査し、必要性や費用対効果の低いものについては原則、廃止すること。また、事業手法の見直し等により事業効果の向上に努めること。
- ⑥ 国・県の補助事業については、事業の緊急性・必要性を勘案し、真に効果の上がるもののみを受け入れること。また、関係機関と連携を深め、最新の情報を把握し、補助対

象事業費・補助金額の的確な積算を行うこと。

- ⑦ 新規の事務事業については、既存事業の廃止・縮小などによる一般財源の確保を前提に、必要性、効率性、効果等を十分検討の上、予算要求すること。
- ⑧ 重点事業として、安全安心対策（防災対策）、地域振興活性化対策、教育環境向上対策、省エネルギー・新エネルギー対策、少子高齢化対策など幅広い分野の連携による施策については、積極的に取り組むこと。
- ⑨ 年度途中での財源確保は困難であるため、事業内容のあいまいなものや補正を前提とした予算見積は行なわないこと。予算科目・積算金額は正確に計上すること。
- ⑩ 市民参加型の行政を進めるため、行政施策を立案・実施に係るさまざまな場面で、市民参加の機会を確保すること。また、男女共同参画社会形成を推進する立場から各種の委員会だけでなく、実際の事務事業の実施過程においても、職員を含め女性の参加について積極的に推進すること。
- ⑪ 予算見積書の作成に当たっては、事業概要・効果・積算根拠等内容を精査し、簡潔でわかりやすい表現を用い、広く市民に説明のできるように留意すること。
- ⑫ 予算見積書は、担当職員のみで作成することなく、課・係等の責任者が内容を十分に把握し、必要に応じ関係部課等との調整をした上で提出すること。

（２） 歳入に関する事項

① 市税

今後の経済情勢・税制改正等の動きに十分留意しつつ、過去の実績等を踏まえ、課税客体・課税標準額を的確に把握し積算すること。滞納整理の着実な実施等、徴収率の向上に努め、滞納繰越を発生させないために、現年分の徴収強化に努めること。また、従前にもまして税負担の公平性の確保に努めるとともに、効率的な課税・収納体制の整備と正確な事務の執行に努めること。

② 地方譲与税・ゴルフ場利用税・地方交付税等

国の予算・地方財政計画及び過去の実績等を勘案し適正な収入見込額を計上すること。

③ 分担金及び負担金

事業の性格、受益の程度、他事業との均衡に配慮するとともに、他市の状況を勘案し必要な見直しを行い、負担の適正化に努めること。

④ 使用料及び手数料

物価の推移、当該事務処理に係るコストの状況に照らして、実態に即していないものについては、負担の公平性確保の面から検討し適正化を図ること。

⑤ 国庫支出金・県支出金

国・県の予算編成に常に注意を払い、補助対象事業の内容・補助基本額・補助率等を的確に把握し、適正な収入見込額を計上すること。

⑥ 財産収入

財産の現況を正確に把握し財産売却収入については時価に即した適正な価格を、財産貸付収入については昨今の経済情勢を考慮の上、適正な額を算定すること。

⑦ 市債

事業の必要性・事業効果・交付税措置について配意し、適債事業を選定するとともに、建設事業に係る新規発行額は償還元金以内とし、予算計上額を抑制すること。地方交付税の振替分である臨時財政対策債の発行可能額が多額となることを見込まれるが、これを含め市債発行総額には十分注意すること。また、将来的な公債費負担を勘案し資金の借入条件等を十分検討の上、より低コストでの資金調達や償還額の平準化等を図ること。

⑧ その他の歳入

国・県以外の公的団体や民間団体による助成制度にも理解を深め、また、過去の実績等も勘案して、金額の多少にかかわらず漏れなく収入見込額を計上すること。

(3) 歳出に関する事項

① 人件費

定員適正化計画により適正な定員管理を確実に推進することとし、新たな行政需要、施設の新増設等についても、原則として職員配置転換等により対処すること。また、職員研修、勤務評定制度の活用など人材育成の取り組みを積極的に推進すること。さらに、組織の見直しや ICT（情報通信技術）化の推進により事務処理の簡素化・効率化を図るとともに、施設の管理運営をはじめ各種の事務事業についても、経費の節減効果を十分検討の上、指定管理者制度やアウトソーシング（民間委託）の導入・拡大を図り、行政体制の再構築を進めること。嘱託職員については、事前に秘書課と協議の上、予算要求すること。

② 物件費

経常的な事務・管理経費については、前年度当初予算額以下とすること。特に事務消耗品等は徹底した削減を図ること。また、電気代、燃料費等の削減は大きな課題であり、一部エネルギーサービスプロバイダ契約はするものの、省エネルギー対策の面からもその使用量の削減が急務である。各課等においては、これら事務消耗品費、燃料費等の削減方策を個別具体的に検討し、予算見積書の「予算見積概要の事務事業等見直し及び改善事項」欄に必ず記入すること（記載欄が不足する場合は別紙に記載し添付すること）。

賃金については、既存の事務事業の効率化や職員の事務配分の見直しなど業務遂行体制の改善による対応を第1に検討し、やむを得ない場合に検討すること。賃金の予算計上に当たっては、事前に秘書課と協議の上、要求すること。

物品のリースについては、コピーパフォーマンス契約以外は経常経費抑制のため買取についても検討すること（現在のリース物件で状態がよいものは、再リース等も検討すること）。

委託料については、費用対効果を十分に検討し、人件費等の経費削減効果の高いもの

は積極的に導入を図ること。この場合、積算根拠を明示し、経費削減の効果額を記載すること。また、指定管理者制度を導入している施設については、施設修繕に係る経費負担を明確にしておくとともに、施設管理が、安全かつ適切に行われるように指導を徹底すること。

電算処理システムの改良・新規導入については、事前に企画政策課 IT 政策係と協議の上、予算要求すること。

(ア) 旅 費 県内の宿泊、長距離の複数人の出張は原則認めない。出張の目的を明確にし、正確な積算を行うこと。各種の審議会委員等の視察研修については、任期中1回とし、削減に努めること。

(イ) 食糧費 職員に対する食糧費は要求しないこと。食糧費の必要となる会議の出席人数は最小限に抑えること。昼食時をはさむ会議・研修等は計画しないこと。また、夜の会食は厳に慎むこと。会議時の飲み物はペットボトル等を限度とする。

③ 補助費等

負担金・補助及び交付金については、その財源の殆どが一般財源であることに留意し、行革大綱の行動計画及び補助金等の交付基準、負担金及び交付金の基本方針に従い、必ず規則・要綱等を整備し、終期を設定し、その目的・事業効果を検証し、適切に対応すること。

運営補助金は、法令等（条例、規則を含む）で別に定めのあるものを除き、予算は認められない（現在、法令等の定めのないもので必要な場合は、補助対象ごとに条例または規則を定めること）。事業補助金は、要綱等に従い、終期及び評価の結果等を記載すること。交付金については、「市の実施すべき事業」の規定に合致するもののうち、費用対効果等を十分に検証し、当該交付金の規則等に基づき、評価の結果等を記載のうえ予算要求すること。

負担金については、事業負担金は事業内容と負担割合を精査し適正に計上すること。運営負担金については、内容を精査し、適正に計上すること。

次に掲げるものは廃止すること。

1. 奨励的な補助金で5年を経過し、当初の補助目的を達成したもの
2. 補助・交付金で効果に疑問のあるもの及び公的関与の範囲を超えていると認められるもの
3. 補助・交付金で受益者が少数で固定されているもの（扶助的なものを除く）や趣味・同好会的な団体に対するもの
4. 負担金でその会費等の一部であってもその用途が公費で賄われることに疑問があるもの（個人の資格に係る加入団体への負担金など）
5. 他団体の同一部署間との勉強会的団体に対する負担金で、明らかに研修に係る費用を超える会費を徴収するもの

④ 扶助費

扶助費については、過去の支給状況等を参考に制度に従い適切に積算し計上すること。特定財源についても、その確保に努め適切に計上すること。

⑤ 維持補修費

維持補修費については、法令等に従い計画的に執行すること。施設の維持補修費は総務課施設係の査定を参考に予算化する方針であるので、協議の済んでいない案件については、早急に協議をすること。市民の安全・安心のため、施設等の管理には十分注意を払い、法令等に従い適切に対応すること。毎年発生する補修等の経費は過年度の状況等から適切な金額を計上すること。

⑥ 投資的経費

国・県の補助事業については、投資効果や超過負担あるいは事務負担等を勘案の上、計画的に事務を進め、事業実施にあたること。市単独事業については、特に必要性、緊急性の高い事業を重点的に選定し、実施する予定である。なお、大規模建設事業の予算要求に当たっては実施設計等に基づく要求をすること（実施設計等のないものは、予算は認められない）。5次総実施計画で平成25年度に計画されている事業に対しては、優先的に予算を配分する予定であるが、事業内容及び事業費を再度精査し、実施計画額の範囲内で予算要求すること。

施設の建設、改修等に係る事業で、設計・監理等を総務課施設係に委託を要する案件は、予算要求前に同係と調整のうえ、必要な事項の予算を要求すること。

⑦ 備品購入費

備品については、購入備品名を明示し、必要な理由及び積算の根拠を記して予定価格を想定し予算要求すること（購入備品の変更及び入札差金の執行については、厳に慎むこと）。

特殊車両を除く公用車については、各部署単位で削減及び軽量化の方向で検討し、更新に当たっては総務課管財係と協議すること。また、OA機器についても計画的に導入・配置するので企画政策課 IT 政策係と協議すること。

⑧ 長期継続契約

条例（平成19年10月1日施行）に基づく長期継続契約に係る予算については、複数年契約による経費の節減が図られるように努めるとともに、予算見積書に「長期継続契約」と必ず記載すること（自治法234条の3による電気、ガス、水、通信役務、不動産借受の契約についてはこの必要はない）。

⑨ その他

債務負担行為及び継続費については、後年度の財政負担を義務づけるものであり、将来の財政運営を圧迫する要因となるので、その設定については対象事業、限度額、後年度の財源確保の見通し等を慎重に検討の上、要求すること。

(4) 特別会計・企業会計

特別会計・企業会計の予算編成については、一般会計に準ずるものとする。建設事業による市債の発行は、結果として市財政の硬直化を一層助長するものであるので、事業費の精査・縮減を図ること。事務費等についても削減に努め、経営の合理化・効率化に努めること。また、受益者負担の原則により公平で適正な料金等収入に努めること。また、歳入歳出において適正な項目での予算見積、及び執行に努めることと。

一般会計からの繰出金については、原則的に繰出基準の範囲内とする。事業の性格上、やむを得ないものについては基準外繰出を認めるものであるが、繰出基準内・基準外の充当経費の区分ごとに具体的に積算根拠を示して要求すること。